

拉致問題対策本部の設置について

〔平成 25 年 1 月 25 日〕
閣 議 決 定

1 拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣に拉致問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	拉致問題担当大臣、内閣官房長官、外務大臣
本部員	他の全ての国務大臣

3 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員等による審議の場を設けることができる。

4 本部の庶務を担当する拉致問題対策本部事務局を内閣官房に設置する。

5 その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。